

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	002	くらし（みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり）	施策幹事課	安心安全課				
	施策No.	006	市民生活の安全性の向上	施策幹事課長名	石神 修				
施策関係課名		安心安全課、耕地課、商工振興課、建設施設管理課							
1 基本計画期間 （2018年度～2022年度）における施策の方針 市民、警察、事業者等と一体となって交通安全運動や防犯活動を展開するとともに、消費者被害の未然防止及び被害拡大の防止に努めます。									
2 施策の成果把握									
①成果指標（意図の達成度を示す指標）		◎目標達成（100%以上） △目標を未達成（100%未満）					目標達成の方向性		
		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度		2021年度	2022年度
A	「安心・安全に生活できる」と感じる市民の割合	%	成り行き値	50.8	50.8	50.8	50.8	50.8	更なる増加を目指します
			目標値	52.0	54.0	56.0	58.0	60.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	霧島市消費生活センターの認知度	%	成り行き値	48.8	48.8	48.8	48.8	48.8	更なる増加を目指します
			目標値	50.8	51.8	52.8	53.8	54.8	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	交通事故発生件数（人身・暦年）	件	成り行き値	730.0	730.0	730.0	730.0	730.0	更なる減少を目指します
			目標値	726.0	713.0	700.0	687.0	674.0	
			実績値	647.0	696.0				
			達成率	110.8%	102.3%				
			結果	◎	◎				
D	刑法犯罪認知件数（暦年）	%	成り行き値	740.0	740.0	740.0	740.0	740.0	更なる減少を目指します
			目標値	726.0	719.0	712.0	706.0	700.0	
			実績値	582.0	463.0				
			達成率	119.8%	135.6%				
			結果	◎	◎				
E	高齢者運転免許自主返納者数	件	成り行き値	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	更なる増加を目指します
			目標値	400.0	400.0	420.0	420.0	420.0	
			実績値	437.0	603.0				
			達成率	109.2%	150.7%				
			結果	◎	◎				
②成果指標の測定方法（実際にどのように実績を把握するか）			③2022年度の目標値設定の考え方						
A 「安心・安全に生活できる」と感じる市民の割合 ※市民意識調査			市民意識調査（平成29年度）によると50.8%であったことから、引き続き「あんしん・あんぜん検定」の実施や、地域の防犯力の強化と環境整備に努めることで、			A 毎年度約2%の成果向上を目指す。			
B 霧島市消費生活センターの認知度 ※市民意識調査			情報提供や啓発活動を継続して行うことで、			B 毎年度約1%の成果向上を目指す。			
C 交通事故発生件数（人身・暦年） ※鹿児島県警察本部が公表している「交通統計」（年度ではなく年単位の数値）			「霧島市交通安全計画」において平成27年の764件を踏まえ、発生件数を700件以下に設定しているため、これに準じた目標値を設定する。			C			
D 刑法犯罪認知件数（暦年） ※鹿児島県警察本部が公表している「鹿児島の犯罪」及び「市町村別の犯罪発生実態」より把握（年度ではなく年単位の数値）			県内犯罪率ワースト1位（平成16年度）を契機とする市民の防犯意識の高まりを持続させ、更なる啓発活動に努めることで、平成27年度実績値の741件から41件の			D 減少を目指す。			
E 高齢者運転免許自主返納者数 ※鹿児島県警察本部が公表している運転免許返納者数の霧島市民の件数			全国で高齢ドライバーによる重大事故が相次ぎ、返納に対する関心が高まっていることから、平成28年度実績値の392件から28件の増加を目指す。			E			
F						F			

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</p> <p>本市の交通事故発生件数は、年々減少傾向にあるものの、高齢者の交通死亡事故は上昇傾向にあります。そのため、高齢者をはじめとした交通安全教育の充実を図るとともに、「高齢者運転免許証自主返納制度」の活用を促進を通じ、高齢者が加害者となる交通事故を防いでいく必要があります。</p> <p>また、犯罪の発生件数は、近年減少傾向にあるものの依然として予断を許さない状況であり、近年のスマートフォン等の普及に伴い、インターネットを悪用したサイバー犯罪の増加も懸念されます。そのため、今後も警察や関係機関と連携を図りながら、「霧島市あんしん・あんぜん検定」をはじめとする広報啓発活動や防犯パトロール隊の活動を通じ、地域の防犯力の強化を図るとともに、犯罪防止に配慮した防犯灯・安全灯のLED化などの環境整備を図る必要があります。</p> <p>さらに、近年、高齢化の進行、高度情報化の進展等に伴い、消費者被害の内容等も複雑多様化しています。そのため、消費者自身が被害に遭わないよう、知識や判断力を高めるための広報、啓発を推進するとともに、「霧島市消費生活センター」の相談体制の充実を図り、トラブルの未然防止や早期の救済に努める必要があります。</p>	
<p>4 施策の現状</p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p> <p>■交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県警に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行う。また、道路標識や路面標示などの整備を行う。</p> <p>■高齢者の交通死亡事故を減少させるために、県警・交通安全協会と連携し高齢者教室（交通安全教室）や運転免許証の自主返納制度の推進を図る。</p> <p>■窃盗犯や増加傾向にある声掛け事案を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯などの維持管理の負担軽減を図るためにLED化を推進する。</p> <p>■消費者被害の未然防止のために、消費生活センターの認知度を高め、消費者相談窓口の機能強化を図るとともに情報発信や啓発講座（出前講座）に積極的に取り組む。</p> <p>■高齢者や障がい者などの消費者被害を防ぐため、地域の見守りネットワークを構築に取り組む。また、成年年齢引下げ（2022年施行）に向けた若年者への消費者教育の推進を図る。</p>	<p>② 2019年度の取組方針の達成状況</p> <p>■県警に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行った。また、安全対策のための道路標識や路面標示などを行った。</p> <p>■運転免許証を自主返納制度した高齢者が399人おり、交通安全教室も36回（768人参加）開催し、高齢者の交通事故防止に努めた。</p> <p>■2017年度から防犯パトロール隊の活動活性化のために、防犯パトロール用品の再支給の支援事業（2019年度は、42団体に防犯用品を支給）を開始した。また、防犯灯1,072基（新設103基、LED交換969基）、安全灯4基を整備し、犯罪の起きにくい環境づくりに努めた。</p> <p>■消費者被害の未然防止のために、消費生活センターの認知度を高め、消費者相談窓口の機能強化を図るとともに情報発信や啓発講座（出前講座）に積極的に取り組んだ。</p> <p>■高齢者や障がい者などの消費者被害を防ぐため、地域の見守りネットワーク構築に取り組んだ。また、成年年齢引下げ（2022年施行）に向けた若年者への消費者教育の推進が図られた。</p>
<p>5. 2020年度施策の取組方針</p> <p>■交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県警に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行う。また、道路標識や路面標示などの整備を行う。</p> <p>■高齢者の交通死亡事故を減少させるために、県警・交通安全協会と連携し高齢者教室（交通安全教室）や運転免許証の自主返納制度の推進を図る。</p> <p>■窃盗犯や増加傾向にある声掛け事案を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯などの維持管理の負担軽減を図るためにLED化を推進する。</p> <p>■消費者被害の未然防止のために、消費生活センターの認知度を高め、消費者相談窓口の機能強化を図るとともに、情報発信や啓発講座（出前講座）に積極的に取り組む。</p> <p>■高齢者や障がい者などの消費者被害を防ぐため、地域の見守りネットワーク構築に向けて庁内関係課との情報交換等を行う。また成年年齢引下げ（2022年施行）に向けた若年者への消費者教育の推進を図る。</p>	<p>6. 2021年度施策の取組方針</p> <p>■交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県警に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行う。また、道路標識や路面標示などの整備を行う。</p> <p>■高齢者の交通死亡事故を減少させるために、県警・交通安全協会と連携し高齢者教室（交通安全教室）や運転免許証の自主返納制度の推進を図る。</p> <p>■窃盗犯や増加傾向にある声掛け事案を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯などの維持管理の負担軽減を図るためにLED化を推進する。</p> <p>■消費者被害の未然防止のために、消費生活センターの認知度を高め、消費者相談窓口の機能強化を図るとともに情報発信や啓発講座（出前講座）に積極的に取り組む。</p> <p>■高齢者や障がい者などの消費者被害を防ぐため、地域の見守りネットワークを構築に取り組む。また、成年年齢引下げ（2022年施行）に向けた若年者への消費者教育の推進を図る。</p>

政策体系	政策No.	002	基本事業名	交通安全対策の推進	基本事業 主担当課	安心安全課
	施策No.	006				
	基本事業No.	001				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

交通安全意識の高揚を図るために、年齢層に応じた交通安全教室を開催するとともに、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通立哨等を積極的に実施します。
特に、高齢者の交通事故が多発していることから、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するとともに、高齢歩行者が犠牲となる事故を防止するため、夜光反射材の着用等を推進します。
また、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備など道路環境の充実を図り、交通事故が起こりにくい環境整備に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■高齢化が進むことによって、身体機能と認知機能の低下し、加害者、被害者となる高齢者が増えてきている。
■2020年6月に道路交通法が改正され、高齢運転者対策が強化された（一定の違反歴がある75歳以上への実車試験を義務化、検査に合格しなければ免許更新不可。安全運転サポートカーが条件の限定免許を創設）。
■自転車の安全で適正な利用に関する鹿児島県条例が制定され、2017年10月から自転車損害賠償保険等への加入と保護者が中学生以下の子にヘルメットを着用させることが義務化された。

3. 2019年度基本事業の取組方針

■交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通安全立哨等を積極的に実施する。
■高齢者の事故を減少させるために、免許証の自主返納制度を利用してもらうようPRに努めるとともに、65歳以上の高齢者や中学校新入学生に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑止に努める。
■交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実を図る。
■横断歩道、信号機等の設置などの規制について積極的に県警に要望する。

4. 2019年度の取組達成状況

■交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーン並びに交通安全立哨、広報等を積極的に実施した。
■高齢者事故の減少を図るために、高齢者運転免許証自主返納メリット制度を399人が利用、65歳以上の高齢者1,781人と中学校新入学生1,111人に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑制に努めた。
■交通安全対策として、道路反射鏡40基、防護柵等26箇所の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実を図った。
■地域から要望のあった横断歩道及び信号機等の設置に係る要望を警察署へ提出した。

5. 2020年度基本事業の取組方針

■交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通安全立哨等を積極的に実施する。
■高齢者の事故を減少させるために、免許証の自主返納制度を利用してもらうようPRに努めるとともに、65歳以上の高齢者及び中学校新入学生に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑止に努める。
■交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実を図る。
■横断歩道、信号機等の設置について、積極的に県警に要望する。

6. 2021年度基本事業の取組方針

■交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通安全立哨等を積極的に実施し、自転車利用の安全対策にも取り組む。
■高齢者の事故を減少させるために、免許証の自主返納制度を利用してもらうようPRに努めるとともに、65歳以上の高齢者及び中学校新入学生に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑止に努める。
■交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実を図る。
■横断歩道、信号機等の設置について、積極的に県警に要望する。

政策体系	政策No.	002	基本事業名	防犯対策の推進	基本事業 主担当課	安心安全課
	施策No.	006				
	基本事業No.	002				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

警察や防犯協会等の関係機関との連携や「霧島市あんしん・あんぜん検定」の継続的な実施を通じ、防犯に関する情報発信や意識啓発を図り、「自らの安全は自らで守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図ります。
また、防犯パトロール隊の自主的な活動を支援することで、地域の防犯力を高めるとともに、防犯設備（防犯灯・安全灯等）の計画的な整備を行うことにより、犯罪の起きにくい環境整備に努めます。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■市民の犯罪意識の向上に伴い、刑法犯認知件数・発生件数は、年々減少傾向にある。
■一方で、強盗等の凶悪事件、粗暴犯、詐欺が発生するなど、未だ市民が感じる治安が確保されているとはいえ、今後も一層、予防活動の強化を図る必要がある。
■自治会未加入者の増加や少子高齢化により、各地区が管理している防犯灯の維持が難しくなっており、電気代の軽減を図るためにLED化を推進していく。
■犯罪の起きにくい社会づくり、社会的弱者である子供や女性、高齢者等が安心して暮らせる街づくりに向け、行政、警察、市民、関係機関・団体が一丸となった取り組みが求められている。

3. 2019年度基本事業の取組方針

■防犯に関する意識啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を引き続き実施する。
■防犯に関する迅速な情報提供に努める。
■犯罪の起きにくい環境づくりのために、各種団体との連携、強化、育成に努める。
■防犯設備（防犯灯・安全灯）のLED化の早期推進を図るため、各地区防犯組合連絡協議会と連携を密にする。

4. 2019年度の取組達成状況

■防犯に関する意識を高めてもらうために、広報啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を実施し209人が受験。2019年度末で100団体8,172人が防犯パトロール隊として活動した。
■犯罪の起きにくい環境づくりのために、2017年度から自主防犯パトロール隊支援事業を開始し、既設の42団体に防犯パトロール用品の支給を行った。（従前は、結成時のみの支援であったが、活動の活性化を図るために、パトロール用品の再支給要望に対応した）
■各地区防犯組合連絡協議会への防犯灯設置補助金が前年度より増額され、防犯灯の蛍光灯器具からLED器具への更新を積極的に行った。

5. 2020年度基本事業の取組方針

■防犯に関する意識啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を引き続き実施する。
■防犯に関する迅速な情報提供に努める。
■犯罪の起きにくい環境づくりのために、各種団体との連携・強化・育成に努める。
■防犯設備（防犯灯・安全灯）のLED化の早期推進を図るため、各地区防犯組合連絡協議会と連携を密にする。

6. 2021年度基本事業の取組方針

■防犯に関する意識啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を引き続き実施する。
■防犯に関する迅速な情報提供に努める。
■犯罪の起きにくい環境づくりのために、各種団体との連携・強化・育成に努める。
■防犯設備（防犯灯・安全灯）のLED化の早期推進を図るため、各地区防犯組合連絡協議会と連携を密にする。

政策体系	政策No.	002	基本事業名	健全な消費生活の推進	基本事業 主担当課	商工振興課
	施策No.	006				
	基本事業No.	003				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

市民が安心して日々の消費生活を送れるよう、メディアなどを活用しながら、消費者トラブルの未然防止及び被害拡大防止などに向けた情報提供の充実を図ります。

また、複雑多様化する消費者トラブルの相談に適切に対応するため、「霧島市消費生活センター」の認知度の向上を図るとともに、消費生活相談員の資質向上など、相談体制の充実を図ります。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■悪質商法が複雑巧妙化してきており、高齢者や若者が被害にあうケースが増えている。

■インターネットトラブル、金融トラブル、決済手段の多様化、悪質な勧誘事案など複雑・多様な相談が増加する中で、消費者関連法も次々改正されている。これらに対応していく相談体制の充実は不可欠であり、相談員の資質の向上を図ることが今後も継続して求められている。

■2012年12月に消費者教育推進法、2016年4月に消費者安全法などが改正され、消費者被害の未然防止について消費者行政だけでなく教育の分野からも取組を行い、高齢者に対しては地域での見守り活動のためのネットワーク構築に官民を問わず様々な団体と連携をし、推進していくこととされた。

■民法改正による成年年齢の引き下げ（2022年4月施行）を見据え、若者に対する消費者教育の重要性が高まっている。

<p>3. 2019年度基本事業の取組方針</p> <p>■消費者被害の未然防止のため、消費生活センターの周知や情報発信、出前講座等の啓発に継続して取り組むとともに、法令改正等に併せた啓発業務の充実も併せて行う。</p> <p>■消費者被害に関する相談に的確に対応し被害者救済等に取り組むため、相談員の研修等の参加などにより消費者相談窓口の機能強化を図る。</p> <p>■高齢者、障害者、認知症により判断が不十分になった人などの消費者被害を防ぐため、行政と地域の関係者が連携した見守りネットワーク構築に、庁内関係課と連携して取り組む。</p> <p>■成年年齢引き下げへの対応として、関係機関との連携を模索しながら、若年者への消費者教育の推進を図る。</p>	<p>4. 2019年度の取組達成状況</p> <p>■ハガキ、メールによる架空請求の相談が約120件減少したことにより、相談件数の総数は昨年より減ったが、その他の相談は増加した。相談体制が3人になり、啓発活動も昨年より増加した。課題である成年年齢引き下げに伴う若年者への啓発講座を、高等学校1校で新たに開催した。</p> <p>■出前講座17回、消費生活ビギナー塾（連続5回講座）26名、広報きりしま9回掲載、FMきりしま5回放送、消費者月間パネル展を開催する等の啓発活動を行った。</p> <p>■相談業務のスキルアップを図るために、国や県等の実施する研修に参加した。</p> <p>■相談窓口一本化へ向けての福祉、学校関係機関との会議に参加し、見守りネットワーク構築に向けての足掛かりを作った。成年年齢引き下げに向け、市民への啓発チラシの作成及び配布を行った。また、成人式において同様のチラシ配布を行った。</p>
---	---

<p>5. 2020年度基本事業の取組方針</p> <p>■消費者被害の未然防止のため、消費生活センターの周知や情報発信、出前講座等の啓発に継続して取り組むとともに、法令改正等に併せた啓発業務の充実も併せて行う。</p> <p>■消費者被害に関する相談に的確に対応し被害者救済等に取り組むため、相談員の研修等の参加などにより消費者相談窓口の機能強化を図る。</p> <p>■高齢者、障害者、認知症により判断が不十分になった人などの消費者被害を防ぐため、行政と地域の関係者が連携した見守りネットワーク構築に、庁内関係課と連携して取り組む。</p> <p>■成年年齢引き下げへの対応として、関係機関との連携を模索しながら、若年者への消費者教育の推進を図る。</p>	<p>6. 2021年度基本事業の取組方針</p> <p>■消費者被害の未然防止のため、消費生活センターの周知や情報発信、出前講座等の啓発に継続して取り組むとともに、法令改正等に併せた啓発業務の充実も併せて行う。</p> <p>■消費者被害に関する相談に的確に対応し被害者救済等に取り組むため、相談員の研修等の参加などにより消費者相談窓口の機能強化を図る。</p> <p>■高齢者、障害者、認知症により判断が不十分になった人などの消費者被害を防ぐため、行政と地域の関係者が連携した見守りネットワーク構築に、庁内関係課と連携して取り組む。</p> <p>■成年年齢引き下げへの対応として、関係機関との連携を模索しながら、若年者への消費者教育の推進を図る。</p>
---	---